

(表1) 市民税

改正前		昭和63年度	
適用課税所得	税率	適用課税所得	税率
20万円以下の金額	2.5%	60万円以下の金額	3%
20万円を超える金額	3%	60万円を超える金額	5%
45 "	4%	130 "	7%
70 "	5%	260 "	8%
95 "	6%	460 "	10%
120 "	7%	950 "	11%
220 "	8%	1,900 "	12%
370 "	9%		
570 "	10%		
950 "	11%		
1,900 "	12%		
2,900 "	13%		
4,900 "	14%		

昭和62年に地方税法の一部改正が行われました。
この結果、市・県民税について税率や控除などが改正されたり新しく設けられたりしました。
昭和63年度分の市・県民税に適用される主な改正点は次のとおりです。

(表2) 県民税

改正前		昭和63年度	
適用課税所得	税率	適用課税所得	税率
150万円以下の金額	2%	130万円以下の金額	2%
150万円を超える金額	4%	260万円 "	3%
		260万円を超える金額	4%

市・県民税の税率などが変わります

・県民税の税率が2段階から3段階になりました。

(表3) 各種所得控除の引き上げ

項 目	改正前	昭和63年度
基礎控除額	26万円	28万円
配偶者控除額	26万円	28万円
（老人扶養対象配偶者）	27万円	29万円
（同居特別障害者）	34万円	36万円
扶養控除額	26万円	28万円
（老人扶養親族）	27万円	29万円
（同居特別障害者）	34万円	36万円
（同居老親等）	31万円	33万円

・基礎控除、配偶者控除、扶養控除が引き上げられました。

養親族とされる者、青色事業専従者として給与の支払を受ける者、および白色事業専従者を除く。を有する場合です。

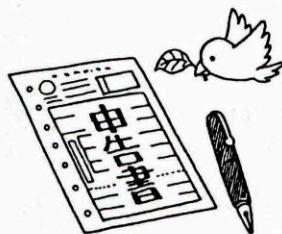
その配偶者が控除対象配偶者にあたるかどうかの別に応じて、表4の計算式で求めた金額を、所得金額から控除することができるようになりました。



したがって、市・県民税では45万円以上49万5千円未満の人でも配偶者特別控除の対象になります。

市・県民税と所得税 とは配偶者 特別控除額が異なる

昭和62年分の所得税における配偶者特別控除額は、11万2,500円（最高）ですが、昭和63年度の市・県民税の配偶者特別控除額は14万円（最高）と異なっています。



「ニセ税理士」 に注意

この時期になると正規の資格のない人が税理士と偽って、税金の申告書を書いたり、税務相談を受けたりしています。「ニセ税理士」は法律に違反するだけでなく、あいまいな税務知識のため、申告書の記載内容を誤ったり、税務署からの問いかけや調査に対してあなたに代わって税務署に答えることができないなど、あなたに迷惑をかけないにもなりません。十分ご注意ください。

(表4)

住民税の配偶者特別控除の調整

①その配偶者が控除対象配偶者に当たる場合

$$140,000円 - \left(\frac{\text{給与所得等} + \text{給与所得等以外の合計額}}{\text{給与所得等} + \text{給与所得等以外の所得の合計額}} \times 3.3 \right) \times \frac{14}{33}$$

②配偶者が控除対象配偶者以外の場合

$$140,000円 - \left(\frac{\text{給与所得等} + \text{給与所得等以外の合計額}}{\text{給与所得等} + \text{給与所得等以外の所得の合計額}} \times 3.3 - 330,000円 \right) \times \frac{28}{33}$$

(注1) 140,000円から控除すべき金額に10,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(注2) 「給与所得金額等」とは、自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得、雑所得をいいます。

※
※
※